

令和5年度横浜市精神保健福祉審議会 第1回依存症対策検討部会会議録	
日 時	令和5年7月11日（火）17時00分～18時44分
開催場所	横浜市こころの健康相談センター会議室（Web会議形式も併用した開催）
出席者	伊東委員、天貝委員、飯島委員、佐伯委員、植原委員、大石委員、岡田委員、 小林委員、小嶋委員、斎藤委員、佐藤委員、須田委員、中村委員、松崎委員、 山田委員、由井蘭委員
欠席者	長谷川委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
議 題	報 告 （1）令和4年度の依存症対策事業の事業実施について （2）令和5年度の依存症対策事業の事業内容について 議 題 （1）令和6年度の依存症対策事業の取組案について
決定事項	
議 事	<p>1. 開会 （こころの健康相談センター長）開会の挨拶</p> <p>2. 報告 （1）令和4年度の依存症対策事業の事業実績について （事務局） 資料1を説明 （由井蘭委員） 前回の検討部会で、教育委員会が小学校3年生向けにゲーム障害のリーフレットを作成して授業を今年度を実施するという話があったと思いますが、その進捗状況について教えてください。 （事務局） リーフレットの作成については、昨年度、プロジェクトチームで検討を進めていたところです。現時点の進捗は把握しておりませんので、後日ご報告させていただきます。 （由井蘭委員） 5ページの公営競技の場外券売場等での啓発カードの配架依頼ですが、送付後の活用状況については把握していますか。 （事務局） 全ての公営競技の場外券売場等の窓口を職員が巡回して確認はしていませんが、窓口の方から追加の配架依頼の問合せをいただくこともあります。このような問い合わせや何年も配架をお願いした経緯を踏まえると、どの窓口においても活用していただいていると思っております。</p>

(由井蘭委員)

追加の依頼もあるということは、それなりに積み重ねがあり、活用されているということですね。

(飯島委員)

先日、区役所で依存症のチラシを3種類見ました。その中の2つが、残り1、2枚になっていました。そうなった場合には、区役所からこころの健康相談センター等に補充依頼をされているのでしょうか。

(事務局)

区役所で在庫が少なくなりますと、申込用紙で補充依頼をしてもらい、こころの健康相談センターから区役所に配送しています。また、市内の関係団体から同様のご要望を頂いた場合は、同じような対応をさせていただいております。

(2) 令和5年度の依存症対策事業の事業内容について

(事務局)

資料2及び参考資料1を説明

議 題

(1) 令和6年度の依存症対策事業の取組案について

(事務局)

参考資料2を説明

(岡田委員)

依存症について広報活動を重点的にやられて、広く一般の方にも、あるいは今困っている人たちにも届くように、非常に大きな予算を割いていただいていると思いますが、その受皿をもう少し充実していただければなという感想です。広報活動を見て、じゃあ自分の問題を相談してみようかと、こころの相談センター等にやっとの思いでたどり着いて相談してみても、構造的にはそれで大体終わってしまうのです。そこから先のサービスが今のところない。ないと言ったら失礼ですが、やはり現状は本当の困りごとに対してまでのサポートがない。相談につないでいただく努力はすごくしていただいています。こころの健康相談センターから家族会に最近是非常に丁寧につないでいただいていると思うのですが、家族会に来られた人がおっしゃるには、傾聴はしていただくのだけど、そこから先をどうするのというところの答えがない。「どこに行けばいいの」、「どうすればいいの」というところまで一歩踏み込んでいただければ非常に助かるのではないかと思います。

家族は、今は、インターネット等で依存症とはどういうものかを意外と仕入れてきます。でも、実際自分が困っていることまで届くものがない。ということは、やはり今、家庭内で問題を起こす家族がいて、その問題に振り回されて、そ

れをどうしたらいいか、それを取り除いてくれることを望んでいるわけなのですが、そこにアウトリーチをかけてくれるとか、身近な支援者の方がそういうところまで相談に乗ってもらえる体制をもう少し整備していただければという感想です。今までは、手を放しなさいという指導が多かったのですが、今は、寄り添いなさいとかそういうような指導をされて、余計に家族は負担が大きいのです。社会的な負担もあるし、抱えている負担もあるし、家族は一体どうすればいいんだと。どこへ行けばいいのかというのが現実です。本人は、意思があれば治療になげたり、あるいはダルクに行ったり具体的に動けるのですが、家族は意思があってもどこも受け取ってくれない。お話を聴くだけ、あるいはするだけ。

私たち家族会もこれでいいのかという声が多くありまして、お互い話したことで気づくことはすごくあるのです。だから楽になって帰ると。この作業をずっとして、半年も通えば笑顔が戻ってくる。それは、孤立化しないというか、そこに来れば、要するに普通に話せる世界があるから楽になるわけですが、何かそこで一つ気づかせてくれるような動きを、変化を求めているのだけど、その方法がなかなかないというのが、家族会でも非常に問題になっているのです。

具体的に解決するというのはなかなか難しいと思いますが、そこまで寄り添っていただけるものがあればなど。それをじゃあ民間でと投げられてもそこまでは専門家がないものですから、我々も来年は専門家を、常時サポートしていただけるようにやりたいという希望があるのです。そういう意味では、家族会ですらもう一歩何とかしたいというのがありますので、ぜひこころの健康相談センターでも聴くだけで終わらないでもう一歩伴走してくれるというのが、非常に欲張ったことですが、あればいいかなという感想です。

(事務局)

岡田委員のおっしゃっていることもすごくよく分かります。最近、相談にお見えになったご家族の方が、家族会をご案内してみても、ちょっとご自分に合わなかったということがありました。1つの団体さんが合わなかったことで、それが全てではないということで、合うところを見つけられるようなサポートがやはり必要だと思いました。あと、薬物とかアルコールとかギャンブルとか、依存対象ごとにグループが分かれている部分はあるのですが、オープンなミーティングなど、場合によっては、必ずしも薬物のご家族さんに薬物のグループが合うというわけではなさそうだということがあります。ですので、いろいろご家族のご相談を受けていく中で、こころの健康相談センターとしても、「まずは薬物に行ってみましょうか、それで駄目だったらまた教えてくださいね。」みたいな、一回きりの相談ではなくて、相談に行ってみたらどうだったかというようなことをフィードバックしてもらって、それこそ伴走していくようなサポートができるといいのかなと思ったところです。努めていきたいと思います。

(植原委員)

支援者向けのガイドラインの件ですが、本当にいいものを作っていたかと思っておりますが、今後はやはりこの活用ということが大事になってくるのかなと思っております。今までのお話を聞いた中で、令和5年度だと9~10月のスキルアップ研修の中でガイドラインを活用するとか、令和6年の取組案としては、民間団体に対して活用に関わる普及啓発を実施してもらう等のお話を伺いました。これらが今後のガイドラインの活用ということで、民間団体に対しては例えばどんなことをやらせてもらおうと考えているのかとか、民間団体も含めて今後このガイドラインの活用についてはどのように考えているのか、それをちょっとお聞きできればと思っておりました。

(事務局)

まず、民間団体のところにつきましては、このガイドラインは有償で販売しておりますので、補助金で購入費用を払うようなかたちで民間団体の皆様にお渡しして、民間団体の皆様からご家族ですとかその他の団体にも広めていただきたいと考えております。補助金の内容についてはこれから検討していかなければなりませんが、行政から活用してくださいと周知していただくだけではなく、横浜市は社会資源が豊富にありますので、民間団体の皆様の横のつながりも活用させていただいて周知していきたいと考えております。

また、支援者向けガイドラインは、連携団体一覧を載せているのですが、こちらを各々の自治体の一覧に変えれば、他自治体でも使えるような形で制作しているので、他自治体でも活用していただけるように進めていきたいと考えております。

(植原委員)

有償というのはちょっと気になったところではありますが、今のお話でその辺のところを進めていただけるとのことでしたので、どうもありがとうございます。

(飯島委員)

今年度の計画や来年度の取組案を見ますと、若年層向けにかなり力を入れていることは分かりました。依存症対策地域支援計画を見ますと、女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組など、女性にターゲットを当てた取組もやっていくことになっていますが、今年度の計画や来年度の取組案の中では、なかなか女性に特化した取組というのは見受けられないのですが、その点はいかがでしょう。

(事務局)

確かに今年度の計画や来年度の取組案の中では若年層のところに焦点が行ってしまっていて、女性に特化した取組がないところではあるのですが、そちらも重要な問題だと思っておりますので、ご意見を踏まえて女性向けの飲酒の啓発なども行っていきたいと思っております。

(伊東部会長)

ほかにはいかがでしょうか。今のようにご指摘いただけると、令和6年度の事業が広がっていくかなと思いますので、お気づきの点をご意見頂ければと思います。

(岡田委員)

今の関連ですが、女性向けのアプローチはぜひお願いしたいと思います。私も家族会にも女性の行き場がなくて困っている方が多くいらっしゃいます。中間施設で女性を対象にしたところが少ないのです。市でも調査しているからお分かりになると思いますが、横浜市内でもそんなに選べるほどないのです。だから、さっき事務局がおっしゃったように、合う・合わないということで考えると本当に行き場がなくて、全国のダルク等でも女性を対象にした施設が本当に少ないです。だから、例えば女性の家族教室とか、女性のそういった受皿ぜひ作っていただければと思います。私たちも女性を対象にしたミーティングを実施していますが、結構皆さんいらっしゃいますし、継続してやってほしいという声が多いです。男性と一緒にミーティングをやっているけど、結局、一歩突っ込んだお話がしにくいということがありますし、こころの健康センター等でも女性に特化したプログラムをやられてもいいのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

(事務局)

普及啓発以外の三次支援においても女性の方の受皿が必要になるというのは問題として認識しましたので、取組に反映させていきたいと考えております。

(小嶋委員)

最近、こころの健康相談センターからも女性というインダーの方に紹介していただいて、いろいろな方のご相談に乗っているのですが、本人よりもご家族の方が困っていて相談に来られていて、その中でも処方薬・市販薬の依存の相談が増えています。それに加えて、発達障害の問題があって、そういう生きづらさがあるから、処方薬に行ってしまうということで、インダーに何人か通われた人もいますが、大学出たばかりとか、結構若い方なのです。そういう方が相談する場所があるといいのではないかと考えています。

(事務局)

処方薬・市販薬についても女性特有の問題もあるかと思いますが、それに特化した相談みたいな形ができればということですね。そちらのほうも踏まえた形で考えていきたいと思います。

(伊東部会長)

今、小嶋委員からご指摘がありました発達障害を持って、その生きづらさで処方薬・市販薬等の薬物に行ってしまうケース、その辺についてはいかがですか。

(事務局)

常々相談を受けておられますと、依存症の切り口からだけではなかなかサポートが難しいことが多くあるなと思っています。ですので、私たちの努力としては、恐らく発達障害者支援センターが行っている支援であるとか、女性の問題であれば男女共同参画推進センターなどで様々な自助グループが活動しておられると思います。そういったことを相談支援の中で情報のリソースとしてしっかりストックしておかないと、いざというときにつなぐということ、ご案内することができないということが、今、委員の皆様からご指摘いただいたところかなと思っています。そこも、こころの健康相談センターで、すべての女性特有であるとか、発達障害者の支援を深く実施するということは、ひょっとしたら難しいかもしれませんが、依存症を抱える方々の背景に様々な課題がある、複合的な課題があるという認識を持って、市内の社会資源の情報をしっかりストックしてつないでいくことを丁寧にやっていきたいと思っています。

(中村委員)

令和2年度に久里浜医療センターが調査した「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」報告書というのがあって、これはネット上に出ているので見てもらったらいいと思いますが、その115ページで相談機関に対して、対応の難しさを質問しているのです。保健所とか児童相談所、市町村の保健センター、福祉事務所、消費生活センター、いのちの電話、社会的包括サポートセンターなどいろいろ聞いているのですが、相談対応の難しさを、「全く難しくない」「あまり難しくない」「そこそこ難しい」「とても難しい」「極めて難しい」この5つの選択で聞いていまして、「全く難しくない」と答えたのが全体の0.6%、「あまり難しくない」が0.0%、「そこそこ難しい」が21.8%、「とても難しい」が30.9%、「極めて難しい」が5.5%います。つまり、ギャンブルの問題について言えば、回復施設という看板を掲げて23年活動していますが、未だに難しいし、そんなに簡単ではないです。

私たちは10年以上前から回復という言葉をあえて使っていません。それはなぜかということ、困難が続く人は、困難を続けるまま受け止めることが必要だからです。時間をかけてその人の人生に寄り添っていくことが重要だと思っているのです。相談機関によって限界とか特性もあるので一概には言えませんが、依存の問題に関して言うと、どこかに相談すれば回復するということがあまりにも前面に出過ぎてしまって、家族や本人は、どこかに行って相談すれば解決してくれると思うのですが、実際はどこに行っても答えが得られないということが起きていると思います。私はつなぐという言葉が嫌いなのですが、どこかにつなげば解決する答えがあるのかということをしごく疑問に思っています。実際には、発達障害とか、軽度の知的障害とか、いろいろな背景のある方で、相談窓口を訪れる方には二次的な問題として依存行動をする人が今は圧倒的に多くて、そういう人たちに対して何か過大な期待をさせるような啓発をするのは、私はちょっと問

題なのではないかと思います。少なくとも横浜市の依存の問題に関わっている窓口に久里浜医療センターがやられたような調査をして、そこでどれぐらいの人たちがどういう認識を持ってこの問題と対峙しているかということ調査した上で、本当に回復できる病気だと言えるのかということ、根本のところから確認する必要があるのではないかと個人的に少し思いました。

あと、ギャンブル障害とゲーミング障害に関しては、ICD-11の詳細な記述が昨年2月に出て、私は精神科でも専門家でもないのであまり言えませんが、診断自体が厳格化されているわけです。今までギャンブル障害とゲーミング障害に当てはまった人も、Hazardous GamblingとかHazardous Gamingという新しい枠組みの、これは医療とか健康問題として扱うという別の枠組みに再分類されているのです。だから、ギャンブルとかゲーミングに関して安易に依存症だと決めつけることは、もしかすると世界的な流れから逆行する可能性もあると思います。依存症としてくることが本当に正しいのかどうかということも、根本の問題として確認する必要があるのではないかと思います。エナジードリンクやカフェインの摂取が危険だということで、例えばその人たちが将来、ゲームだとか、市販薬だとか、薬物だとか、そういうことにエスカレートしていくという根拠が、科学的なデータがあるのであればいいとは思いますが、どうなのでしょう。依存対象をどんどん広げていくことはデメリットもあると思うので、その辺は慎重にやったほうがいいのではないかと個人的に思いました。

(事務局)

今回、エナジードリンクは、若年層向けということで、身近で手に入る、親しみやすいということから、普及啓発という面で取り上げさせていただいたのですが、中村委員のおっしゃるとおり、そこが本当に薬物依存につながっていくのか、そこはしっかり検証しなければいけないと思っています。

あと、相談が難しいというところですね。確かに依存症で悩んでいる方は、なかなか相談に行く一歩が踏み出せないところがあると思っています。ここところは横浜市でも、久里浜医療センターでやられている調査みたいなものというご意見を頂きまして、計画の改定も控えておりますので、調査の中でその辺のところもやっていけたらと考えております。

相談すれば回復すると安易な形で啓発していくことは非常にリスクがあるというご意見も頂きましたので、今後の啓発ではその点も踏まえてやっていけたらと考えております。

(由井蘭委員)

資料1の11ページですが、内科との関連のことです。何年前に、内科からせっかく専門病院につなげたのに、専門病院の先生からその後の結果や報告が一切なかったという話をこの会議で伺ったことがありました。そういうこともあるのだろうけれども、家族会で家族の話を知ると、肝臓が駄目だろうと思ってやっ

の思いで当事者を内科に受診させて、数値がひどい状況なのに、胃腸薬を処方されるだけで、様子を見てくださいと言われて、家族としては、「本当はこんなにお酒を飲んでいて体はボロボロになっているのではないか」とすがる思いで先生に言ったのだけど、先生は全然対応してくださらずに、もう飲みたい一心の当事者は、ちゃんと病院に行っただろうと言って、それ以上のことを勧めることができなくなってしまったと、初めていらした家族の方だったのですが、涙を流されてやっと話ができたのです。

「約3400か所に依存症セルフチェック活用促進のためのポスター・チラシを送付」とあります。3400か所といたら、18区だったら大ざっぱに計算して1区当たり180ぐらいの内科病院にポスターが行ったはずなのです。そうすると、ポスターやチラシを見て、専門病院につなげてくれた先生もいらっしゃる反面、そうでない先生もいらっしゃるのかなと思ったのです。そこは、医療局か健康福祉局か、どこが管轄なのか分かりませんが、内科の先生に依存症専門機関につなぐことを更に周知をしてもらえないのかなと思ったのです。

なぜそんなことを言うかという、前回の会議で、市大は内科等との横の連携を取ることができて、それでアルコールの問題があるのではないかと気づいてくださった先生が、カウンセリングのところまで、48人の患者さんをつなげてくれたというような話がありました。その中で、自助グループや回復施設につながった人は1人という話でしたけれども、1人でもいたということはすごいことなのです。そうやって連携が取れて、素晴らしいことだと私はとても嬉しかったのです。身近な内科でも何とか専門病院につなげてほしいと思うので、ぜひ何か働きかけができないでしょうか。

(事務局)

今回この実績のほうで報告させていただいているのは、セルフチェックポスターとチラシの送付ということですが、それが専門医療機関等につなぐことの勧奨になるかというとなかなか難しいのではないかと思います。それとは別に、こういう専門医療機関もありますよとか、こういう団体もありますよというような周知をすることができれば、内科に肝臓の数値の悪い方が来られたときに、先生に専門医療機関等のことを思い出していただいて、専門医療機関等を紹介していただければ、そこで1人救えるような形になると思います。健康福祉局だけでなく、医療局等との調整も必要になっていくと思いますが、検討させていただければと思っております。

(由井菌委員)

内科の先生自体がアルコールの弊害というか、臓器を痛めているところから、専門医療機関等につなげる意識があるのかなと。たまたまですけれども、家族で来た方のお話では、ご存じない先生がいらっしゃるような気がします。内科の先生に向けて、研修を行うというのは難しいですか。

	<p>(天貝委員)</p> <p>私自身は精神科医をしております。横浜市医師会の多くの先生は基本、内科の先生です。肝障害を診て、アルコールの影響だったり、あるいは肝炎ウイルスだったり、いろいろな鑑別を挙げて内科の先生は診ていらっしゃるの、原因が何かを知らないという可能性はないと思うのです。ただ、そこから先どうするかというのは、やはり一つ課題なのかもしれません。今日頂いたご意見を医師会のほうに持ち帰らせていただいて、例えば我々はいつも定期的に学術講演会というのを月に1回ずつ必ずやっているのですが、アルコール性の肝障害、もう皆さんご存じだと思いますが、その後の紹介の仕方なども含めて協議するというのを一つのテーマにしてもいいのかなと聞いていて思いましたので、我々としてやることをもう少しまた検討してみたいと思いました。ご意見ありがとうございます。</p> <p>(事務局)</p> <p>本市でやっていることを少しだけ補足させてください。同じ資料1の11ページ、一番上の欄にかかりつけ医うつ病対応力向上研修というものがございまして、依存症の理解を図る内容を追加して実施しているところです。このセルフチェックがあることも、また、身近な支援者向けに作成しましたガイドラインのことも、昨年度から主にこの研修は内科の先生、身体科の先生に受けていただいているのですが、ぜひ先生方の診察場面で、そして、患者様にご案内をお願いしますということで、周知させていただいております。ということで、うつ病対応力向上研修の中でお医者様向けには実施しているという補足をさせていただきました。</p> <p>(伊東部会長)</p> <p>それでは、本日頂きましたご意見につきましては、8月に開催されます横浜市精神保健福祉審議会でもご報告させていただきます。</p> <p>4 その他 なし</p> <p>5 閉会</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和4年度 依存症対策事業の事業実績について ・資料2 こころの健康相談センター等における令和5年度の依存症対策事業について